

令和 7 年度 北区職員（学芸研究・I 類）募集案内

令和 7 年 1 0 月 6 日
東 京 都 北 区

1 採用区分・採用予定数・勤務場所等

採用区分	職 種	採用予定数	主な勤務場所
I 類	学芸研究（学芸員）	若干名	飛鳥山博物館等 ※室内・敷地内禁煙

2 職務内容

分 野	主な職務内容
歴史学 （近世）	・歴史資料（近世）の収集保管・調査研究、および 展示・教育普及に関すること。 ・博物館事業の広報に関すること。 ・博物館のその他事業全般に関すること。

3 受験資格

（1）国籍を問わず、昭和 6 1 年 4 月 2 日以降に生まれた方

（2）大学を卒業し、**学芸員資格**を有する方

（令和 8 年 3 月 3 1 日までに大学を卒業、資格取得見込みの方を含む。）

- ※ 現に北区の常勤職員である方（育児休業代替任期付職員、臨時的任用職員、教育公務員は除く）は受験できません。
- ※ 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方（4 頁参考欄参照）は受験できません。
- ※ 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。
- ※ 大学卒業、資格取得見込みで受験した方が、大学卒業、資格取得できなかった場合は、採用いたしません。

4 採用予定日

令和 8 年 4 月 1 日以降

5 選考方法・日程等

(1) 第一次選考

実施日	令和7年11月23日(日)	(集合時間・会場等の詳細は、 受験票に記載します。)
選考会場	区内施設(予定)	
選考方法	論文	課題式により90分(1,200字程度)
結果発表	令和7年12月中旬(予定) (合否にかかわらず受験者全員に通知します。)	

(2) 第二次選考

第一次選考合格者に対して、下記により行います。

実施日	令和7年12月下旬(予定)
選考会場	第一次選考合格通知とあわせてお知らせします。
選考方法	個別面接

(3) 最終合格発表

令和8年1月上旬予定

6 受験手続

(1) 申込

申込方法	下記申込URL、または二次元コードより申込フォームにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力して、下記期間中に申し込んでください。	
申込URL	令和7年度北区職員 (学芸員)採用選考申込(Logoフォーム) https://logoform.jp/form/VNHo/1240474	
申込期間	令和7年10月6日(月)午前9時から 令和7年11月4日(火)午後5時まで【期間内受信有効】	

業務目録について

歴史学(近世)について執筆した論文(卒業論文を含む)、講演、調査歴、実務経験等について、申込フォームの指定された箇所に、年代順に記入してください。

(2) 受験票の送付

申込期間終了後に電子メールにて、受験票の案内メールを送信します。メールが届いたら受験票を印刷して選考当日持参してください。

また、令和7年11月14日（金）までにメールが届かない場合は、11月17日（月）以降に、下記問い合わせ先までご連絡ください。

7 勤務条件

(1) 初任給（令和7年4月1日現在）

採用区分	初任給（地域手当含む）	その他の手当
I 類	約 264,000 円	条例等の定めるところにより、扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当などが支給されます。

※ 職務経験等があれば、その内容に応じて加算されます。

※ 採用までに給与改定が行われた場合には、その額によります。

(2) 勤務態様

勤 務 日	原則として、日曜日及び土曜日に勤務があります。 週休日は4週を通じて8日です。
勤 務 時 間	午前8時30分～午後5時15分、休憩時間を除き、 1日7時間45分（1週間38時間45分勤務） ※ただし、勤務場所により異なる場合があります。
休 暇 等	年次有給休暇が1年度につき20日のほか、夏季休暇・ 慶弔休暇・妊娠出産休暇・育児休業等の各種制度があります。

(3) 福利厚生

共 済 制 度	東京都職員共済組合
互 助 制 度	特別区職員互助組合、北区職員互助会
健 康 管 理	年1回、定期健康診断及び消化器系検診・婦人科検診等を実施。
そ の 他	防災職員住宅（単身世帯）等

《参考》地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規程により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

【問い合わせ先】

北区総務部職員課人事係(第一庁舎 3 階 8 番)

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

TEL 03-3908-8031(直通)

(土日・休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)